

グループホーム こうらく苑運営規程

(目的)

第1条 この規定は、株式会社 幸楽が運営する認知症対応型共同生活介護事業所の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 認知症の方が共同で居住する施設のなかで、食事の準備や掃除、洗濯などの家事や、レクリエーションなどをスタッフ、利用者とともに共同で行い、一日を家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより、認知症状の進行を穏やかにすることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所の運営方針は下記のとおりとする。

① 利用者の個性と尊厳を尊重します。

私たちは、利用者一人ひとりの個性を理解することに努め、個人の意思、意欲、人格を尊重し、接します。

② 明るく、家庭的なサービスを徹底します。

私たちは、利用者が我が家にいるように安心して過ごせるスペース、環境づくりに努め、楽しいレクリエーション、食事等を企画し、実行します。

③ 利用者および利用者家族の心身のケアに努めます。

私たちは、利用者様ご家族の大切な人をお預かりしていることを念頭に、できる限り、居宅における生活の復帰を目指して接します。また、利用者ご家族の相談、不安の解消のため、密接な連携をとる事に努めます。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称はグループホームこうらく苑とする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数および職務内容については次のとおりとする。

① 管理者1名(常勤職員)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者1名(管理者と兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、介護支援専門員をもって充てる。

③ 介護職員3名以上

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は、9名とする。

(介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事着替え等の支援
- ② 日常生活での支援
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 ① 認知症対応型共同生活サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

② 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

③ 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業所が提供する認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の金額とする。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 食材料費 1,000円/日（朝200円、昼300円、夜、500円）
- ② 光熱費 200円/日
- ③ 室料 800円/日
- ④ 管理費 2,000円/月
- ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適切と認められる費用

第10条 月の中途における入居または退去については日割り計算となる。

第11条 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込によって指定期日までに受け取るものとする。

(入退去に当たっての留意事項)

第12条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態であり、かつ次の各号を満たすものとする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。

③常時医療機関において治療をする必要がないこと。

第 13 条 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

第 14 条 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第 15 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密保持を厳守する。

第 16 条 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 17 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 18 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

第 19 条 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 20 条 認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

第 21 条 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 22 条 利用者の心身の状態の異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 23 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮を執る。

第 24 条 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

第 25 条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

①採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

②経験に応じた研修 随時

第 26 条 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

第 27 条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、施設長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。